（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二の見出しを「（国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正）」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十六号

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「満たない子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により裁判官が当該裁判官との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該裁判官が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である裁判官に委託されている児童のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として最高裁判所規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

2　児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二の次に次の一条を加える。

（裁判官の育児休業に関する法律の一部改正）

第十六条の三　裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

法務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣　安倍　晋三

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十七号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「及びこれ」を「並びにこれ」に、「特別の措置等」を「対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置その他の特別の措置」に改める。

第四条第二項中第七号を削り、第八号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　捕獲等をした対象鳥獣の処理（次号に規定する有効な利用に伴うものを除く。第十条において同じ。）に関する事項

八　捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

第四条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項から」を「第六項から」に、「第五項後段」を「第六項後段」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項前段」を「第六項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、第二項第九号の事項に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならない。

第六条第一項中「第四条第八項後段（同条第九項後段（同条第十項」に改め、同条第三項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に、「同条第八項後段」を「同条第九項後段」に改める。

第七条中「第四条第十項」を「第四条第十一項」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（指定管理鳥獣捕獲等事業との連携）

第七条の三　被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣保護管理法第七条の二第二項第五号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。）が実施される場合には、当該市町村及びその区域内において被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等（鳥獣保護管理法第十四条の二第八項に規定する都道府県等をいう。）及びその実施に携わる者は、当該被害防止施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。